

# 諸外国及び過去の日本の基礎自治体における 執行機関と議決機関との関係

【凡例】

- ・太二重線枠で囲まれた機関は、議決機関である。

# 市制・町村制制定時(明治 21 年)の日本

## 市 制

### 公 民

選挙

### 市 会 (無給)

【任期】6年(3年ごと半数改選)

【権限】次の事項を議決:  
 ①条例・規則制定改廃 ②市費をもって支弁すべき事務 ③予算議決 ④決算認定 ⑤使用料等の賦課徴収の方法を定めること ⑥市有不動産の売買等 ⑦基本財産の処分 ⑧新たに義務の負担をし、権利の棄却をなすこと ⑨市有財産及び營造物の管理方法を定めること ⑩市吏員の身元保証金徴収及びその金額決定 ⑪市に係る訴訟及び和解に関する事項

【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の市吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

市会が推薦する3名の候補者の中から内務大臣が天皇の裁可を得て任命

### 市参事会

【権限】①市会の議事準備、議決執行、違法議決等の執行停止、再議等 ②市の設置に係る營造物の管理 ③歳入管理、支出命令、会計出納監視 ④市の権利保護、市有財産管理 ⑤吏員等の指揮監督 ⑥証書公文書類保管 ⑦市を代表 ⑧使用料等の賦課徴収 ⑨市参事会に委任された事務の処理 等

### 市 長 (有給)

【任期】6年  
 【権限】①市参事会の議決を受けて執行 ②市参事会の招集・市参事会の議長の職 ③市参事会の事務の専決処分  
 【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の市吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

### 助 役 (有給)

【任期】6年  
 【権限】市長の職務を補助・故障時の代理、市行政事務の一部を分掌  
 【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の市吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

### 名誉職参事会員 (無給)

【任期】4年(2年ごと半数改選)  
 【権限】市長の職務を補助・故障時の代理、市行政事務の一部を分掌  
 【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の市吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

### 収入役 (有給)

【任期】6年  
 【権限】収入受領、費用支払その他会計事務  
 【兼職禁止】市参事会員、所属府県の官吏、有給の市吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

## 町 村 制

### 公 民

選挙

### 町村会 (無給)

【任期】6年(3年ごと半数改選)

町村会が選挙で選出、府県知事の認可

### 町村長 (原則無給)

【任期】4年

【権限】①町村会の議事準備、議決執行、違法議決等の執行停止、再議等 ②町村の設置に係る營造物の管理 ③歳入管理、支出命令、会計出納監視 ④町村の権利保護、町村有財産管理 ⑤吏員等の指揮監督 ⑥証書公文書類保管 ⑦町村を代表 ⑧使用料等の賦課徴収 ⑨町村長に委任された事務の処理 等

【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の町村吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

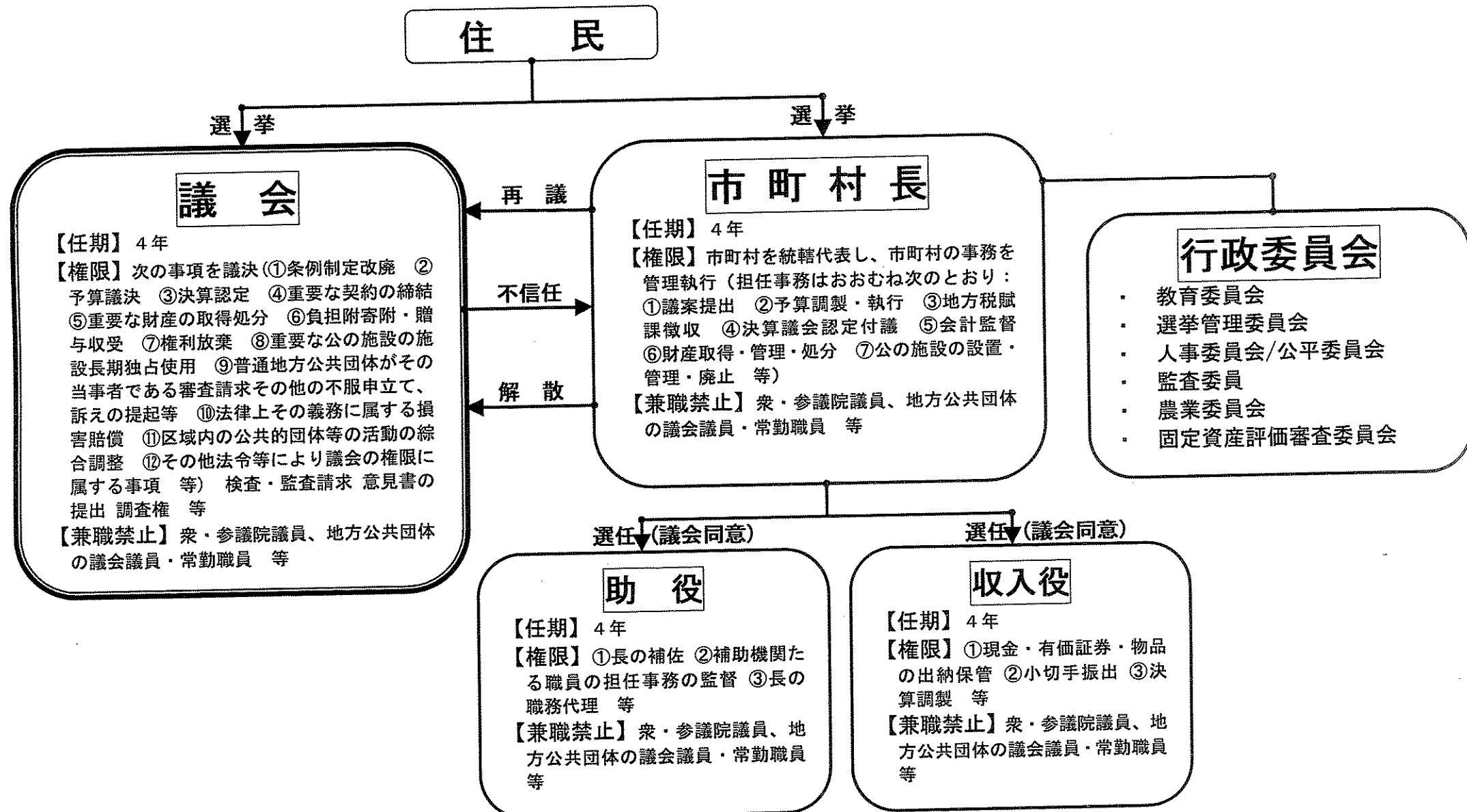
### 助 役 (原則無給)

【任期】4年  
 【権限】町村長の事務を補助・故障時の代理、町村行政事務の一部を分掌  
 【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の町村吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

### 収入役 (有給)

【任期】4年  
 【権限】収入受領、費用支払その他会計事務  
 【兼職禁止】町村長、助役、所属府県の官吏、有給の町村吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

# 現在の日本



# フ ラ ン ス

住 民

選 ↓ 挙

## コ ミ ュ ー ン 議 会

【任期】 6年

【権限】 次の事項を議決：①予算の審議・採択、税率の決定、地方債の枠組み・方式の決定 ②財産の取得・賃貸・譲渡、用途変更 ③公益事業の創設及び組織化 ④公共工事請負契約に関する枠組みの決定 ⑤コミューンの名において行われる訴訟及び応訴の承認 ⑥職員の身分規定、職の創設及び廃止等

議員のうち  
から選出

## 執 行 理 事 会

### 議 会 議 長 ＝ 首 長 (メール)

【任期】 6年

【権限】 ①執行機関としての権限：コミニーン議会の決定を執行、予算作成・支出命令、財産管理、契約に署名、公共工事指揮、裁判においてコミニーンを代表 等 ②議会がメールに委任できる権限：駐車料金等租税的性格を持たない使用料決定、予算で決められた起債、③国の代表としての権限：司法警察官吏としての職務（刑法違反の証明、証拠収集、告訴告発の受理等）、戸籍官としての職務、県地方長官の監督の下での法令・規則の公布・執行 等  
【兼職禁止】 国の財政部局の職員等、欧州議会の議員、州議會議長、県議會議長、欧州委員会委員、欧州中央銀行執行役員会役員、フランス銀行金融政策委員会委員

議員のうち  
から選出

### 副 首 長

(1 ~ 10 数名)

【任期】 6年

【権限】 メールの監視と責任の下、メールから委任された特定の行政分野における権限執行、その職務の範疇でメールを補佐。メールが欠けた場合の職務代行 等

【兼職禁止】 国の財政部局の職員等

### 会 計 官

(大臣の任命)

【権限】 支出命令の確認 等

【兼職禁止】 国の会計官の職

# 英 国

## ① リーダーと内閣制度

住 民

選 挙

議 会

【任期】4年  
【権限】①重要事項に関する決定 ②政治運営枠組み決定 ③予算・政策枠組み承認 等  
【兼職禁止】なし

政策評価委員会

【権限】①政策決定及び執行の評価 ②政策発展(執行機関に対する新政策及び政策変更の提案) ③有権者代表としての地域との連携・調整等

議員のうちから指名

リーダー

【権限】①政治的リーダーシップ ②政策枠組み提案 ③予算提案 等  
【兼職禁止】なし

議員のうちから構成員任命(a)  
※(a)(b)は選択

内 閣

【権限】①リーダーの政策要領に基づく政策実施  
②閣議あるいは各閣僚による執行に係る決定

議員のうちから構成員任命(b)  
事務総長・幹部職員任命

事 務 局

【権限】①リーダー、内閣及び政策評価委員会に対する必要な助言と支援 ②各部局における政策実施、確実なサービス供給 等

## ② 公選首長と内閣制度

住 民

選 挙

議 会

【任期】4年  
【権限】①重要事項に関する決定 ②自治体運営枠組み決定 ③予算・政策枠組み承認 等  
【兼職禁止】なし

政策評価委員会

【権限】①政策実施の評価 ②政策発展 ③有権者代表としての地域との連携・調整 等

議員のうちから構成員任命

内 閣

【権限】①首長の政策要領に基づく政策実施  
②閣議あるいは各閣僚による執行に係る決定

事 務 局

【権限】①首長、内閣及び政策評価委員会に対する必要な助言と支援 ②各部局における政策実施、確実なサービス供給 等

## ③ 公選首長とカウンシルマネジャー制度

住 民

選 挙

議 会

【任期】4年  
【権限】①重要事項に関する決定 ②自治体運営枠組み決定 ③予算・政策枠組み承認 等  
【兼職禁止】なし

首 長

【任期】4年  
【権限】①地域のリーダーシップ ②政策枠組み提案 ③予算提案 等  
【兼職禁止】なし

カウンシル  
マネジャー

【権限】①首長の政策要領に基づく政策実施  
②政策要領の詳細検討、提案 ③政策実施、サービス供給 ④予算の策定・提案

事 務 局

【権限】①首長、カウンシルマネジャー及び政策評価委員会に対する必要な助言と支援 ②各部局における政策実施、確実なサービス供給 等

事務職員任命

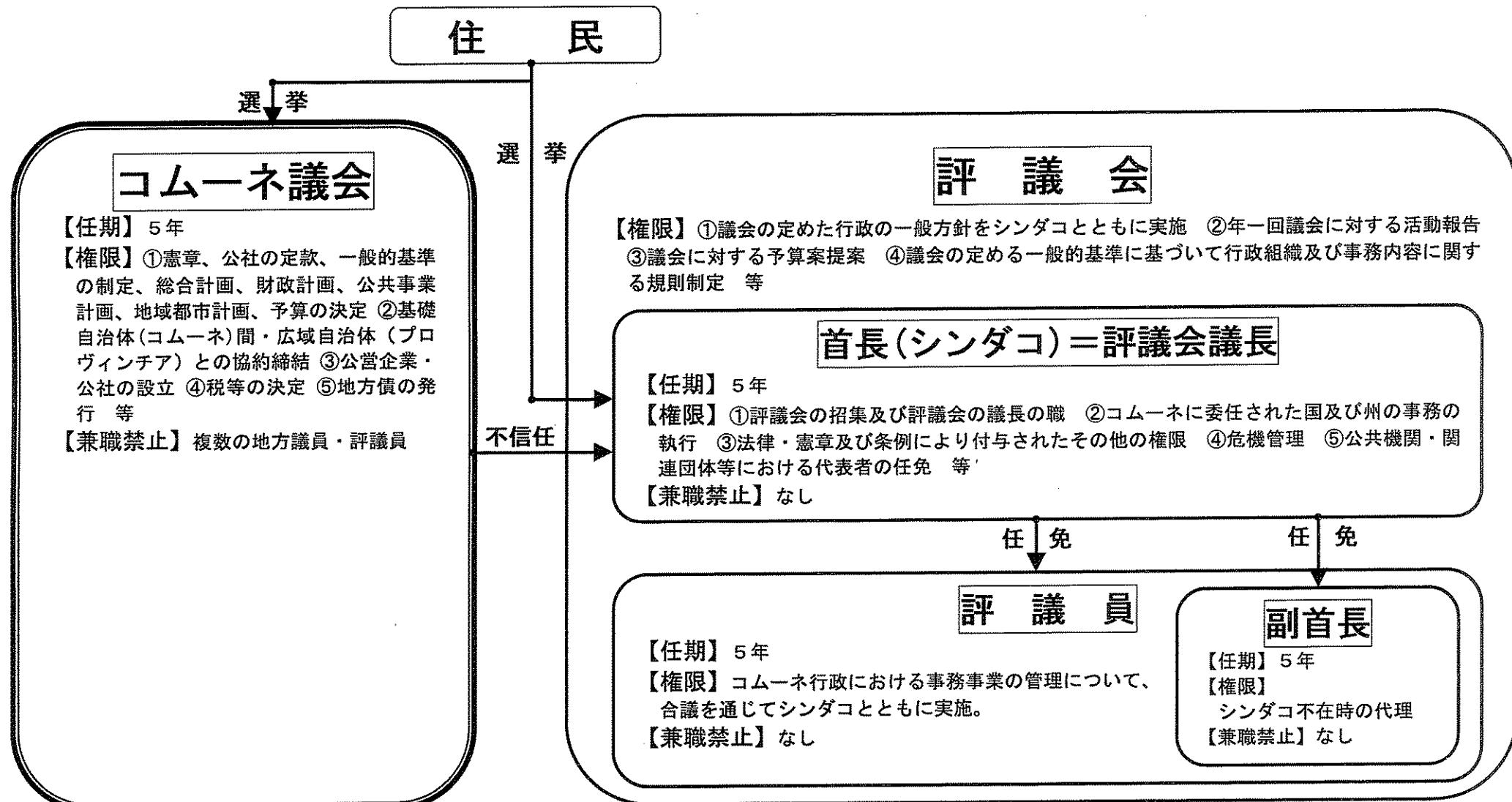
事務総長・幹部職員任命

(注 1) : 「2000 年地方自治法」(イングランド及びウェールズ地方に適用)で、従来型の議会全体で行ってきた政策決定とその評価に係る責任の所在を、政策決定に責任を持たせるエグゼクティブ(内閣構成議員)と政策評価を担当するパックベンチャー(一般議員)に明確に区分する 3 つの地方自治体構造モデルを示し、すべての地方公共団体(人口 85,000 人未満の小規模自治体は除く。)にこのいずれかを選択することを義務付けた。

(注 2) : 人口 85,000 人未満の地方公共団体等は、上記 3 類型に加えて従前の委員会制も選択可能。

(注 3) : イングランドとウェールズの 6 大都市圏及び各カウンティに公安委員会が設置されている。

# イタリア



出典：自治体国際化協会『イタリアの地方自治』(2004.2)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第2版 有信堂 1998)

# ス ウ エ ー デ ン

## 住 民

選  
挙

## コ ミ ュ ー ン 議 会

【任期】4年

【権限】以下の事項について議決：①事業の目標と方針 ②予算、課税及びその他の重要な財政的問題 ③専門委員会の組織と活動形態 ④委員会及び起草委員会の委員及び委員代理の選出 ⑤監査委員及び監査委員代理の選出 ⑥政治的代表者に対する経済的な報酬の基準 ⑦各年度の活動報告の承認及び責任解除 ⑧住民投票 等

【兼職禁止】事務職員の最高職

選  
出

## 執 行 委 員 会

委員長、副委員長(1、2名)

【任期】4年

【権限】①地方公共団体の活動を指揮調整 ②他の委員会の事務を監督 ③他の委員会その他の機関に対して必要な提案を行う。④対外的にコ ミ ュ ー ン を代表 ⑤議会で審議される議案の作成・公表 ⑥財務管理 ⑦議会の議決の実施 ⑧議会から委任された任務の遂行 等

【兼職禁止】事務職員の最高職及び当該委員会の活動を担当する職員

(注) 委員会の構成員の数(5名以上)は、代理委員とともに議会で決定。通常、委員は議会における各党の議席数に応じて比例代表的に選出。委員は必ずしも議員である必要はない。

選  
出

## 監 査 委 員

監査委員代理

【任期】4年(少なくとも3名ずつ)

【権限】各委員会の活動及び会計の監査(各監査委員は独立)

【兼職禁止】事務職員の最高職  
(注) 監査対象事務に責任を有する本人又は近親者は監査委員就任不可。

選  
出

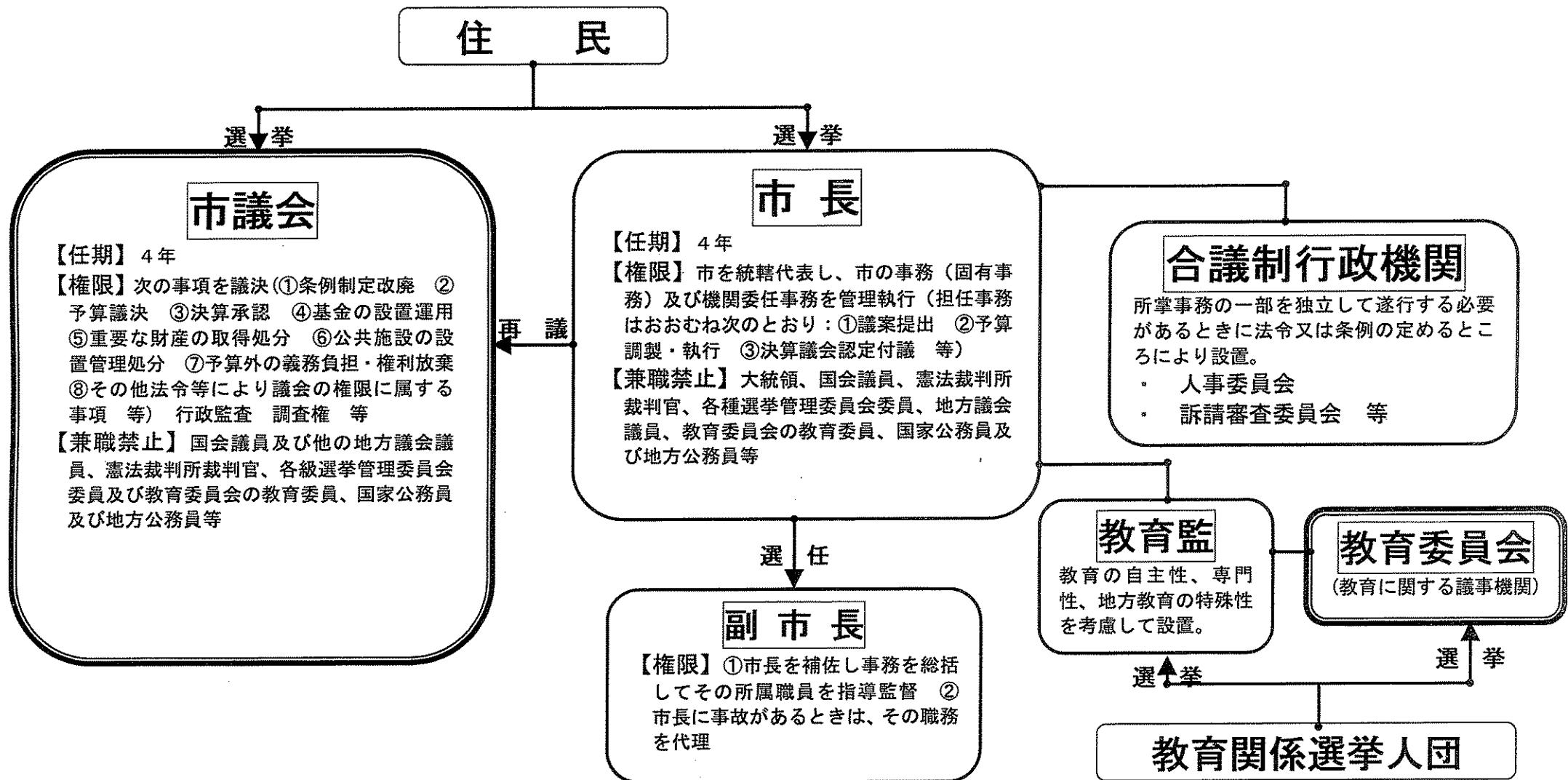
## そ の 他 の 委 員 会

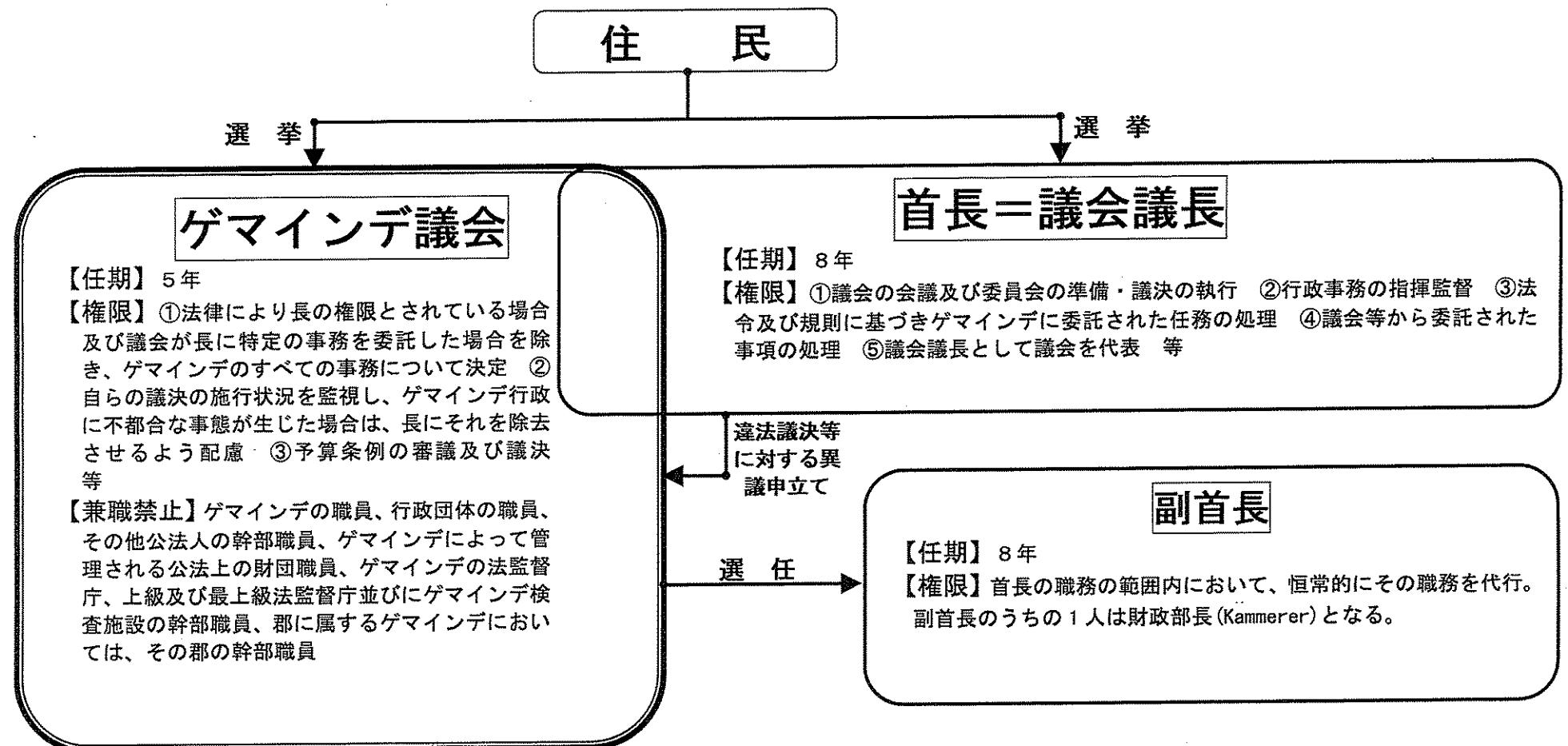
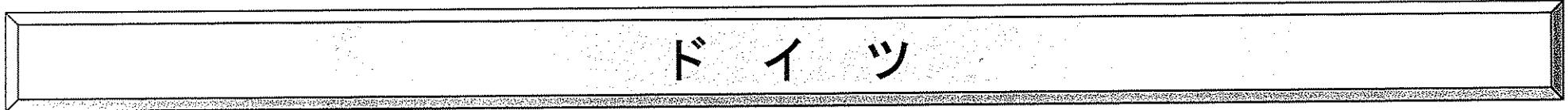
(選挙管理委員会(必置)、公安委員会(必置)、その他任意の委員会設置可)

【権限】各委員会が所掌する使命の遂行その他の事業

※ 【任期】【兼職禁止】(注)は、執行委員会と基本的に同じ。

# 韓国





(注) : ゲマインデが出納業務をゲマインデ行政の外部の部署に処理させない場合に、ゲマインデが会計職(Kassenverwalter)を選任する。会計職の権限は出納業務である。会計職は、会計検査庁の長及び検査員との兼職が禁止されている。

出典：自治体国際化協会『ドイツの地方自治』(2003.3)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第2版 有信堂 1998)

# アメリカ

## ① 市長一議会型

(ニューヨーク州ニューヨーク市の例)

住 民

選挙

議 会

【任期】4年  
【権限】①市法制定 ②調査・行政監査 ③市長による委員会等委員の任命に対する助言・同意 ④予算議決等

市 長

【任期】4年  
【権限】①政策立案執行 ②行財政運営 ③運営報告書(Management Report)の作成・公表・議会へ提出 ④市法制定に対する拒否権 ⑤予算案作成・議会提出 等

副市長 (5人)

【権限】市長が決定する任務の執行 等

市政監督官  
(Public Advocate)

選挙

区 長  
(Borough Presidents)

【任期】4年

【権限】①区が締結する契約の監視及び助言 ②市長に対して区の要望・提言・苦情を報告 ③公聴会開催 ④市予算案に対する助言 等

会計管理官  
(Comptroller)

【任期】4年

【権限】①議会・市長に対する財政状況に関する助言等 ②市財政の監査 ③外郭団体の監査 ④予算案の分析 ⑤支出命令の確認 等

## ② 議会一支配人型

(ヴァージニア州スタントン市の例)

住 民

選挙

【任期】4年

【権限】①条例制定 ②財産処分に係る議決 ③予算議決 等

議長＝市長

【任期】2年  
【権限】①市の代表 ②議会を主宰 等

財務監督官  
(Treasurer)

【任期】4年  
【権限】①会計監査 ②特別会計の検査 ③支出命令の確認 ④税徴収 ⑤財産評価 ⑥公金の支出 等

支配人  
(City Manager)

【任期】不定(議会の意向による。)  
【権限】①議決された事項の執行 ②全行政部局の指揮監督 ③議会の全委員会に出席(議決権なし) ④議会への助言 ⑤契約執行 ⑥予算案作成・予算執行 ⑦議会に対する財政状況報告 ⑧人事権 等

財政部長  
(Chief Financial Officer)

【権限】①財政・予算運営の監督 ②課税資産評価、会計・財政資料の作成管理、物品管理の監督 ③支出命令 ④債務管理 ⑤月例/特別財政報告 等

## ③ 評議会型

住 民

選挙

評 議 会

【権限】立法機関の役割を果たすと同時に、各理事が部局長を兼任し、行政機関としての役割も果たす。行政・立法一体型。

①条例の制定 ②職員の任命 ③税の徴収 ④支出の決定 等

市長＝評議会議長

評議員

【権限】部局の責任者として特定部局の活動に責任を負う。

(注 1) : ①は全体の4割以上、②は全体の約5.6%、③は全体の約2%。

(注 2) : ①の類型は、市長が優位に立つ「強市長・議会型」と、議会が優位に立つ「弱市長・議会型」とに分類できる。「強市長・議会型」は、市長が予算及び各事業の執行など幅広い権限を持ち、行政の全責任を負い、拒否権の行使等により立法過程にも関与できるもの。「弱市長・議会型」は、主要な行政官が議会の指名や公選によるなど、市長の行政権限が限定されているもの。

(注 3) : 行政委員会として、例えばニューヨーク州下の市町村では、都市計画委員会、人権委員会、麻薬利用防止委員会、環境保護委員会、住宅委員会、障害者委員会等が存在する。

(注 4) : ②の類型には、直接公選の首長が置かれるものもある。

出典：小滝敏之『アメリカの地方自治』(2004.6)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)